

包括外部監査の結果に基づく措置の状況（総括表）

（令和８年９月通知）

監査年度	特定の事件 （監査テーマ）	指摘・ 意見の別	対象	指摘事項等の件数	過去に措置状況を 通知した件数	今回措置状況を 通知する件数	対応中の件数
				A	B	C	A－B－C
令和７年度	子ども未来局に関する財務 事務の執行について	指摘事項	市長	3	0	2	1
			教育委員会	0	0	0	0
			計	3	0	2	1
		意見	市長	31	0	17	14
			教育委員会	0	0	0	0
			計	31	0	17	14

◆令和7年度包括外部監査

1/17

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P28	意見	若者自立支援 ルーム運営事業 における目標の 設定について	さいたま市総合振興計画基本計画における、「若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・復学等自立へ向けステップアップした人数」の目標については、令和6年度では達成できているものの、累計登録者数に対するステップアップした人数の割合でみると減少している。 このような状況では、単に登録者数が増加したことによりステップアップした人数が増加しただけの可能性があり、事業の効果が向上しているかを明確に判断できないと考えられる。 事業の効果や効率性を図るうえでは、絶対数（ステップアップした人数）だけではなく、登録者に対する割合も目標に設定することで、登録者増加の影響を目標に反映することを検討されたい。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな総合振興計画実施計画において、「若者自立支援ルームの利用登録者のうち、就労・復学等自立へ向けステップアップした割合」を目標に設定したことから、措置済みである。
P36	意見	児童育成支援拠点事業の補助対象経費のうち人件費の確認方法について	さいたま市児童育成支援拠点事業補助金については、毎月提出される「さいたま市児童育成支援拠点事業補助金実績報告書」上の補助対象経費に基づき支払いを行っている。この補助対象経費のうち人件費については当該報告書の添付書類として給与明細書及び職員報酬按分計算表（按分しない場合は報告書の添付書類として職員報酬按分計算表は提出せず、契約時に当該補助対象事業に係る人員であることを雇用契約書などから確認している。）を提出させることで、確認を行っている。 しかしながら、人件費については架空の職員に対する人件費を計上するというリスクがあり、このリスクに対しては雇用契約書などを確認するのみでは、対応が難しいと考えられる。 そのため、人件費については、雇用契約書などの内部作成書類だけではなく、給与支給の際の金融機関からの取引照会などの外部作成書類を提出させ実際に支払が行われていることを確認することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	対応中	意見に基づき、令和8年12月までを目途に、外部作成書類による確認を行う。
P36	意見	児童育成支援拠点の現地確認 ルールの明確化 について	さいたま市児童育成支援拠点事業に関して、児童育成支援拠点として適切に運営されていることを確認するため、現在不定期に拠点の現場確認を行っている。しかしながら、現場確認について明文化されたルールはなく、担当者によっては現場確認の頻度やタイミング、実施方法に差異が生じてしまうおそれがある。 そのため、児童育成支援拠点の現場確認に関して明文化されたルールを定め、必要な現場確認が漏れなく行われるような体制を整備することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年8月に、現場確認に関するチェックシートを作成し、必要な現場確認を漏れなく実施するための体制を整備したことから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

2/17

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P38	意見	児童センター等の 指定管理者選 定について	さいたま市立児童センター及び放課後児童クラブ運営に係る指定管理者は、5年に1度、旧市の区分に従い、4つの募集区分で公募を行っている。しかしながら、公募を開始した平成26年度以降、すべての区分で1者からの応募がなく、センター開設当初から同じ法人が継続して指定管理者となっている。 このような1者応募が継続してしまう場合、選定にあたっての審査項目について比較検討することができず、サービス内容等に関して競争原理が働かないことから、サービスの内容や品質の向上につながりにくくなってしまいう懸念がある。 このような問題が顕在化しないよう、公募にあたって問い合わせを行ってきた法人に対して、応募に至らなかった理由に関してヒアリングなどを行うことで1者応募となってしまう原因を分析することが望まれる。 また、当該分析の結果を受けて仕様書の内容や募集区分や指定管理料などの見直しを検討されたい。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	対応中	意見に基づき、次期指定管理者の募集を行う令和10年3月までを目途に、現指定管理者や他自治体で指定管理を行う民間事業者等へのヒアリングなどを行い、仕様書や募集区分等の見直しを検討する。
P41	意見	福祉医療システムの運用及び機器等賃貸借のライフサイクルコストについて	福祉医療システムの再構築は外部委託を検討しているとのことであるが、設置時のイニシャルコストだけでなく、その後の保守運用管理業務にかかるランニングコストが発生することが想定される。 委託先の選定にあたっては、イニシャルコストだけではなくランニングコストも考慮して委託先の選定を行うことが望ましいと考える。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和13年1月に予定される福祉医療システムの再構築に向けて、他政令指定都市の事例や、デジタル改革推進部における予算資料精査等の情報を活用した上で、イニシャルコストだけではなくランニングコストも考慮した適正な価格で調達することとしたため、措置済みである。
P44	意見	子育て支援センター職員の配置確認について	子育て支援センターの運営にあたっては職員配置の仕様が決まっているが、現状、市が受領している各種報告書等では、一時預かりの担当保育士配置人数が確認できるのみで、子育て支援センターの職員配置は確認できなかった。 子育て支援センターでは通常保護者同伴で子どもを受け入れることから、他の保育施設ほど職員配置の重要性は高くないが、子どもを受け入れる施設で安全管理が重要であること、また適切なサービス提供・運営管理のためにも、職員配置は重要な委託要素のひとつである。毎年の子ども・子育て支援交付金の交付申請と実績報告時に配置職員一覧は確認しているが、仕様書のとおり適切に配置がされていることが確認できるよう、委託業務に係る毎月の報告書において職員配置項目を追加するなど報告書様式の見直し等が望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年4月以降の毎月の報告書様式において、職員配置項目を追加するなどの見直しを行い、適切に職員配置されていることが確認できる体制を整備したことから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P45	意見	子育て支援センター委託事業者からの報告のモニタリングについて	各区にある子育て支援センターの延べ利用者数推移を確認したところ、施設全体の延べ利用者数はコロナ禍が落ち着いた影響もあり3年連続増加傾向で前年度比較では110%であるが、さくら・いわつきの2施設は前年度比較で10%近くの減少率、みどりは前年度比較で50%を超える増加率と、他の施設と異なる推移であった。これについて市では施設間での実施状況報告の比較を行い、利用者大幅増加となった施設については取組み内容を確認し、施設長会議にて施設運営の好事例として共有をしているが、利用者減少となった施設については詳細理由を確認していなかった。 地域性もあることから、単純比較はできないものの、他の施設と異なる状況である場合には、よりよい施設運営や施設の有効活用のために、施設運営に課題がないかの確認など委託業者への働き掛けを実施すべきである。 市民がより利用しやすくより良いサービスを受けられるよう、実施状況報告に対するモニタリングを実施する際には、年に一度は主要報告内容の項目を他施設と比較し、増減を問わず異なる推移がある場合には、委託業者への聴取等を実施し、必要に応じて改善措置を取るよう指示をすることが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	対応中	意見に基づき、令和8年4月に委託業者から提出された令和7年度実施状況報告について、施設間での比較を行っている。比較結果を参考にしながら、令和8年12月までに、必要に応じて委託業者への聴取の実施や改善指示を行う。
P46	意見	子育てヘルパー派遣確認書の証跡確認について	サンプルで確認した「さいたま市子育てヘルパー派遣事業利用確認書」はすべての利用者確認欄に署名又は押印があったが、A事業者の令和7年3月分に1件、B事業者の令和7年3月分に1件、利用者氏名と利用者確認欄の署名が異なる等により同一人物であるかの判別が困難な確認書があった。担当者に確認したところ、利用者確認欄に家族名等でサインしたことによる不一致であり、受領時に問題がないことを確認しているとのことであった。 利用者確認欄がサービス利用の重要な証跡となるため、利用者氏名と利用者確認欄が異なる場合、委託料支払の適切性が不明瞭となる。また、利用者氏名と利用者確認欄の一致が確認できない場合に市担当者が都度確認することは、担当者の業務負荷となる。 利用者氏名と利用者確認欄が異なる場合には、委託業者に異なる理由等を確認書に追記させるなど、他者の閲覧時も適切に確認を受けていることがわかるようにすることが望まれる。 また、担当者の業務負荷軽減のためにも、委託業者にに対し利用者氏名と利用者確認欄の一致の重要性を改めて通知することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年度委託契約の締結時に、各事業者に対して、利用確認書の利用者氏名と利用者確認欄の記載内容の一致を徹底するよう伝達した。 また、利用者氏名と利用者確認欄が異なる場合には、子育て支援課へ相談するように伝達し、適切に把握できる体制を整えたため、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P49	意見	児童手当支給に関する委託事業の契約形態の検討について	児童手当の支給事業で委託している通知書等作成に関する各契約の関連資料を閲覧したところ、児童手当支払通知書作成等業務に対しては予定枚数600,000枚で総価契約が結ばれていたが、業者より提出された納品書兼出力件数確認書では納品実績は180,391枚であった。 この予定と実績の枚数差は、契約後の令和6年11月にこども家庭庁が作成した「児童手当の抜本的拡充に係るQ&A集」において「支給回数増加に伴い支払通知書は廃止する（随時払いと窓口払いを除く）」の文言が追加されたことを受けて、各区役所と相談のうえ支払通知書廃止対象の発送を市が年度途中で中止した影響によるものである。 当該影響により必要枚数は大幅に減少したものの、元々の契約が総価契約であったこと、委託業者もまとめて印刷済であったことにより、契約変更には至らなかった。その結果として、1枚当たり単価が予定では14.3円であったところ、47.6円となった。 また、それぞれ委託内容が異なるものの、上記契約に類似する業務について単価の比較を実施した。 納品予定枚数や委託内容も異なるため単純比較は難しいものの、納品枚数が多く、封入封緘ではなくハガキ圧着作業である児童手当支払通知書作成等業務（総価契約）の予定単価14.3円が、制度改正に伴う支払案内通知書等作成及び封入封緘業務（単価契約）の単価合計12.6円を上回っている。また、予定枚数が少なく単価が一定程度高額になることは想定できるものの、児童手当所得超過者宛て案内はがき作成等業務の予定単価55.4円は、児童手当支払通知書作成等業務や制度改正に伴う支払案内通知書等作成及び封入封緘業務の予定単価の3.5倍を超える金額となっている。 基本的に、数量を見積れる場合は総価契約を締結しているとのことであったが、今回の児童手当支払通知書作成等業務のように契約期間中の制度変更や方針変更が生じる可能性もある。業務委託の際には、数量を見積れ、従来総価契約であった業務であっても、単価契約も含めて他の契約内容とも比較し、契約形態から改めて検討することが望まれる。 また、単価引き下げ効果や契約に係る業務負荷軽減のため、予定されている事業で類似の委託業務がある場合には、一括契約の可否も検討することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年度以降における業務委託の契約形態を検討した。検討した結果、業務委託の際には他の契約内容と比較し、より適切な契約形態を選択することとした。 また、予定されている事業で類似の委託業務がある場合には、一括契約の可否も含めた合理的な契約形態を検討することとしたため、措置済みである。
P51	指摘事項	児童手当給付事業に関する委託業務に関する納品書の入手について	児童手当の支給事業における委託業務のうち、児童手当現況届案内等作成・封入業務において、仕様書では納品報告書と完了報告書の提出を求めているが、納品報告書の受領が確認できなかった。 担当者によると、成果物が各区役所に納品されたことは職員が確認しているとのことであったが、成果物の数量や内容を確認できる証憑がない状況であった。 納品報告書は、成果物の内容が仕様書と一致しているかの確認書類となる他、取引に関する問題が生じた場合にも証明書類となり、重要な証憑である。 委託業者に対して完了報告書だけでなく納品報告書の発行を促すとともに、仕様書に記載の報告書の受領管理を適切に実施する必要がある。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	指摘事項に基づき、成果物が各区役所に納品され、児童手当に係る業務に支障はなかったことを令和8年3月に改めて確認した。 今後は、毎年度4月頃に委託業者に対して納品報告書を漏れなく提出するよう促す運用とした。受領確認については、担当者及び係長の複数人での実施を徹底することとし、その旨を毎年度課内で周知することとしたため、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P58	指摘 事項	ひとり親家庭等 医療費返還債権 の回収マニュアル の作成について	ひとり親家庭等医療費に関しては、過去に遡及しての資格喪失や所得制限限度額を超過したことによる支給停止などにより、既に給付を受けていた医療費に係る返還債権が生じる場合がある。この返還債権は受給資格者から回収する必要があるが、ひとり親家庭等医療費の支給対象者はひとり親であることに加え、所得が制限限度額未満の者であることから、その回収が困難となる場合が少なくないと考えられる。 しかしながら、現状では債権が生じた場合の折衝ルールは明確になっておらず、個別債権ごとに対応している状況である。本来であれば、債権回収の困難性を考慮して連帯保証人になってくれる者がいないかの確認を含む折衝ルールを定め、それに従った処理を行っていく必要があると考えられる。 そのため、債権回収マニュアルを作成し、債権が生じた場合の対応方針や具体的な対応方法を明確に定めることが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	指摘事項に基づき、令和8年3月に、制度の対象となるひとり親家庭等の置かれている環境を踏まえた債権回収マニュアルを作成し、債権が生じた場合の折衝ルールを明確化した。マニュアルの作成に当たっては、児童扶養手当等、関係制度の債権回収マニュアルを参照して作成した。 また、令和8年8月に、実際に債権が生じた場合の折衝を行う区役所担当課に対して研修を実施し、債権回収マニュアルに基づく処理の徹底を図ったことから、措置済みである。
P59	意見	事実婚の把握方法の整理について	ひとり親家庭等医療費における受給資格は、各区役所保険年金課が窓口となり認定を行っている。この認定にあたっては各区支援課から児童扶養手当の審査結果の提供を受けることとなるが、この審査の過程で事実婚を把握するために現況聞き取り等を行っている。 また、年に1回現況確認の際にも事実婚の事実がないかの聞き取りを行っている。 しかしながら、事実婚については、法的な登録制度もなく、判断基準が曖昧であることから、その把握が困難であると考えられる。そのため、現在、市では事実婚の事実が過去に遡って判明したことで、過去から受給資格が喪失され、その期間に受給していたひとり親家庭等医療費に係る返還債権1,698,420円（1件）が回収できておらず、分納により回収を続けている状況にある。 現状は、事実婚の事実を確認するために児童扶養手当の担当課である各区支援課が事実婚の疑いがある家庭に臨戸訪問による調査を行う他、保険年金課が公簿における異動状況から異性との同居等の事実がないか確認するといった手続きを行っている。しかしながら、当該手続きについて明確に定めたマニュアル等はなく、各区で実施している確認手続きの水準が異なる可能性がある。また、確認状況について子育て支援課でモニタリングは行っていない。 ひとり親家庭の債権回収は困難となる可能性が少なくないことから、各区で実施する確認手続きを統一化することで一定の水準を確保するとともに、子育て支援課がその確認状況を定期的にモニタリングするなど、事実婚の発見が遅滞なく行えるような体制とすることが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年3月にひとり親家庭等医療費支給制度のマニュアル及び債権回収マニュアルに、事実婚把握の手順を追加し、令和8年8月に各区役所担当課に研修を実施し、確認手続きを統一化した。 また、各区役所担当課に対して定期的に確認状況の報告を求め、実施状況の把握を行うとともに、事例の収集を行い、全区にフィードバックを行うこととし、事実婚の発見を遅滞なく行うことができる体制を整備したことから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P65	意見	妊婦・乳幼児健康診査の受診率について	乳幼児健康診査のうち、全政令市が実施している3種類の健康診査の受診率を比較した資料によると、3歳児健康診査の受診率が他の政令市と比較して低い。 所管課は、医療機関・保育園・幼稚園などの所属園及び包括連携協定の店舗へポスター掲示を依頼し、受診勧奨を継続的に行っているとのことであるが、可能な限り、他の政令市との比較で受診率が低順位であることの要因を分析するとともに、引き続き受診率向上に資する効果的な取り組みを継続する必要がある。 また、妊婦健康診査についても、類似の健康診査を実施している政令市の受診率を調査比較することにより、受診率の現状を把握し、課題の有無を識別することが望ましいと考える。	子ども未来局 子ども育成部 母子保健課	○	対応中	意見に基づき、令和9年3月までを目途に3歳児健康診査の未受診理由を把握するとともに、要因を分析し、引き続き受診率向上に資する効果的な取組を継続する。 また、妊婦健康診査についても、政令指定都市の受診率を調査比較することで現状を把握し、課題の有無を検証する。
P68	意見	妊婦・乳幼児健康診査の助成券のデジタル化について	さいたま市では、現在、試験的に1か月児の健康診査の申し込みを電子申請に切り替えておりペーパーレス化を推進している。ペーパーレス化の効果、事務の効率化や住民の利便性の向上に資すると判断された場合には、新生児聴覚検査助成事業や産婦健康診査助成事業にも横展開できるかを模索する方向で検討しているとのことである。 また、デジタル庁が開発した情報連携システム（PMH）を活用し、母子保健分野でのマイナンバーカードの利活用が拡大されており、健康診査の助成券や受診券のデジタル化の取り組みも一部の自治体で開始している状況にあり、さいたま市としても視野に入れている状況である。 上記のデジタル化の取り組みを行うに際しては、先行事例の情報も参考にしつつ、計画的にかつスピード感をもって取り組むことが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 母子保健課	○	対応中	意見に基づき、新生児聴覚検査助成事業や産婦健康診査助成事業の償還払いの電子申請を開始し、ペーパーレス化を進めている。 また、健康診査の助成券や受診券に関しては、国の情報連携システム（PMH）との連携を見据えて、先行事例の情報を整理し、令和10年度以降の導入に向けた実施計画を検討している。
P68	意見	新生児聴覚検査助成事業及び産婦健康診査助成事業について	新生児聴覚検査助成事業は令和2年度から、産婦健康診査助成事業は平成29年度から実施している。 可能な限り、類似の健康診査を実施している政令市の受診率を調査比較することにより、受診率の現状を把握し、課題の有無を識別することが望ましいと考える。	子ども未来局 子ども育成部 母子保健課	○	対応中	意見に基づき、令和9年3月までを目途に、政令指定都市の受診率を調査比較することで現状を把握し、課題の有無を検証する。
P74	意見	公設放課後児童クラブの運営委託における指定管理者について	公設放課後児童クラブは70か所で開催しているが、参入障壁を下げるために、4つの募集区分に分けて、それぞれ指定管理者を公募している。しかしながら、現在の指定管理者は、いずれの区分も社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団の1者応募となっている。 1者応募であっても、適切な選定プロセスを経て指定管理者となっていることから、手続上の不備があるとは言えないものの、競争性を確保するための工夫の余地がないかを検討することが望まれる。具体的には、公募条件に関して問い合わせのあった法人に対して、応募に至らない理由のヒアリングなどを行うことで1者応募になってしまう原因を分析することが望まれる。 また、当該分析の結果を受けて、仕様書の内容や募集単位、指定管理料などの見直しを行うことも検討されたい。	子ども未来局 子育て未来部 放課後児童課	○	対応中	意見に基づき、次期指定管理者の募集を行う令和11年3月までを目途に、仕様書の内容や募集単位、指定管理料の見直しなどを検討する。 なお、公募条件に関して問い合わせがあったが応募に至らなかった事例があった場合には、応募に至らなかった理由のヒアリングなどの実施も検討する。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P80	意見	送迎保育ステーションの一部拠点の必要性について	送迎保育ステーション3拠点の令和6年度の延べ利用回数と契約金額をもとに比較を行ったところ、延べ利用1回あたりの契約金額について大宮が他の2拠点の約2倍となっている。 送迎保育ステーション大宮の延べ利用回数が少ない要因は、送迎先幼稚園のうち1か所が令和5年度から新規受け入れを停止しており、また、近隣施設への声掛け等を実施しているが、追加の送迎先幼稚園の希望もない状況によるとのことである。 所有の建物を活用しているため賃借料がかからず、他拠点に比して契約金額が抑えられているが、人件費等の運営委託費は継続的に発生している。また令和7年3月には月間利用者が朝夕各10人程度になるなど、利用者がいない日も散見される状況である。 利用者数の増加見込みや現在のサービスの課題有無、契約金額の妥当性も踏まえながら、大宮拠点の必要性を検討することが望まれる。	子ども未来局 子育て未来部 幼児政策課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、送迎保育ステーションについては3拠点で実施してきたが、「おおみや」の利用人数が少ないことから、令和8年度から「うらわ」と「むさしうらわ」の2拠点での実施とするよう見直したため、措置済みである。
P90	意見	公立保育所の管理運営に関する業務委託日報の取扱いについて	市では公立保育所の管理運営に関する委託業務の実績報告として、各委託業務の受託者より業務報告書を紙で入手している。 委託業務の中には1日当たり1～2枚の業務報告書が入手され、年間業務実施日数約300日に乗じた場合、300日×1～2枚×59対象施設数×1業務＝17,700～35,400枚を超える紙の業務報告書が入手される業務もある。 市は上記の紙の実績報告資料を月次の業務委託契約履行確認検査評定荷に添付し紙で決裁をとり、決裁回付後これらの紙証憑はさいたま市役所内で保管し、さいたま市文書管理規則に基づき5年間保管している。 一方で、各業務実績報告書の記載内容は、連日の業務実施内容が確認できる表等で、紙で入手する必要性は乏しいと考えられる。 現状使用している決裁システムではデータでの関連資料回付が困難とのことであるが、保存場所の確保や紙資料の運搬・管理等に係る手間・コスト面からも、実績報告資料はデータにより入手・回付・管理することが望まれる。 さいたま市では今後財務業務関連も含め原則100%電子化を目指しており決裁システムも見直す予定とのことであるが、なるべく早く各種証憑についてPDF等のデータでの入手・管理に取り組まれない。	子ども未来局 子育て未来部 保育課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、書面で提出されている各種報告資料について、全ての電子化を目指し、まずは対応が可能な事業者から順次電子データでの入手・管理による電子化を図り、保存場所の確保や運搬・管理等に係る手間・コストを削減した。今後も上記の取組を継続することから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P91	意見	公立保育所の管理運営に関する契約広報掲載誤りについて	公立保育所に使用する令和6年度の電力に係る競争入札の契約広報内において、「1 競争入札に対する事項」のうち「(1)件名及び数量」について記載誤りがあった。内容は、起案書作成にあたり使用したエクセルファイル内での数式誤りにより、必要電力量の数値を誤ったものであり、広報を閲覧した電力業者からの連絡で発覚したものであった。事案把握後、当該広告に関する入札中止について契約広報を発行し、修正した内容で改めて契約広報を発行、契約の予定遅延等には至っていない。 上記の契約に関する起案は、作成者とは別の担当者によるダブルチェックののち、上席者の確認を受けるといった本来のチェック体制を経て実施されていたが、起案書に記載されているデータに関する数値の精査は実施していなかった。 これを受けて市では再発防止検討状況報告書を作成し、起案書作成にあたり使用したデータについても数式等も含めたダブルチェックを行うとともに、ダブルチェック内容に関するチェックシートを作成する運用を既に進めている。 また、事務処理内でのヒヤリ・ハットの情報を課内で共有することも定期的に実施している。 今後も再発防止策を継続するとともに、他部署とのヒヤリ・ハット事例や対策方法について情報共有を進められたい。	子ども未来局 子育て未来部 保育課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、引き続き起案書作成に使用したデータのダブルチェックやその内容に関するチェックシートを作成する運用を行い、再発防止策を継続するとともに、他部署でのヒヤリ・ハット事例の情報や対策方法についても課内での情報共有を継続していることから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P96	意見	特定教育・保育施設等に対する補助事業に関する申請書内容確認について	保育士等処遇改善事業補助金は、支給内容確認書に以下のいずれにも該当する者に支給することが明記されており、当該項目の確認を提出施設に促している。 (1) 加算元となる期末手当等の支給を実際に受けている者 (2) 補助金交付を受ける年度の12月初日まで継続して同一施設内で1カ月以上在籍する者 「さいたま市保育士等処遇改善事業補助金」の申請関連書類をサンプルで閲覧し、他の関連書類との照合を一部実施したところ、サンプル中の1施設の補助金実績額算定表内において職員の採用年月日の記載が本来令和5年5月1日のところ、令和6年4月1日と記載されていた。当該誤りについて、市は施設に確認や指導を実施していなかった。 当該誤りは結果として補助金額算定に影響のある誤りではなかったが、支給要件の一つで、正確性が求められる項目である。手持ちの書類で整合確認できる範囲で確認することや、支給額に影響がない場合でも注意喚起のために記載誤りについては施設に確認と指導をすることが必要である。 現状、特定教育・保育施設等に対する各種補助は、各施設からの申請書をもとに給付金額を算定しており、申請書の正確性の検討や確認は市に求められておらず必須事項ではないが、昨今、他自治体において運営費等の補助に関する不正受給の事例が発生しているなか、対策の検討が必要である。 対策として以下のⅠ～Ⅲが考えられ、市では既にⅠ・Ⅱなど一部を実施しているが、Ⅲも含め、特定教育・保育施設等に対する各種補助に関する不正受給抑止のために今後も取組みを継続することが望まれる。 Ⅰ. 指導監査との連携 指導監査において現地で確認している、子ども子育て支援教育・保育給付費等請求書の一部項目について、確認済項目と他資料との整合確認を行うことや、疑義のある項目や誤りが生じやすい項目について指導監査での確認を依頼する。 Ⅱ. 抜き打ち調査 状況により抜き打ちでの施設・事業所への立入調査を実施して、届出内容と実態の確認を行う。 Ⅲ. 留意点の周知等 FAQを整備し誤りが生じやすい項目について周知を行うとともに、自己点検表（確認書）による各施設での請求時の自己点検を促す。	子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課	○	対応中	意見に基づき、以下のとおり、各種補助に関する不正受給防止の取組を実施する。 Ⅰ 指導監査との連携 給付費等や各種補助事業の請求・申請において疑義のある項目や誤りが疑われる項目については、これまでも必要に応じて指導監査部門に個別に確認を依頼してきたところである。今後も通常の監査事項に関連する事項については指導監査部門へ確認を依頼し、その他の事案については当課で確認を行う。 また、今回不一致のあった職員情報については、申請内容を簡素化し、令和8年度の補助金審査時（令和9年2月）から整合確認を行う。その際、支給額に直接影響がない誤りについても注意喚起を行い、正しい理解と適正な申請を促す。 Ⅱ 抜き打ち調査 既に実施していることから、今後とも継続する。 Ⅲ 留意点の周知等 令和9年2月の実績報告までにFAQ及び自主点検表の整備・作成を行い、正しい理解と適正な申請を促す。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P98	意見	病児保育事業従事職員への研修実施について	病児保育事業に従事する職員については、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることが国の「病児保育事業実施要項」に定められている。また「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（こ成事第350号）」別添4によると、当該研修の実施主体は都道府県又は市町村等とされている。 市は委託業務仕様書において、運営体制条件として看護師・准看護師・保健士・助産師のいずれかの資格を有する職員1名以上の配置と、保育士2名以上の配置を求めているが、市では病児・病後児保育研修を実施しておらず、従事職員の研修受講状況の確認も実施していない。 病児・病後児保育では特有の知識が求められる。「病児保育事業実施要項」に定めのとおり、病児保育従事者の資質向上のため、病児保育事業に従事する現職員に対する研修実施の検討が望まれる。	子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課	○	対応中	意見に基づき、令和8年12月までを目途に他自治体の実施方法等を調査し、病児保育従事者に対する研修の実施について検討する。
P101	指摘事項	市認定保育施設を含む認可外保育施設立入調査での指導取扱いについて	さいたま市認定保育施設を含む認可外保育施設に対する立入調査の関連資料を閲覧したところ、複数年度にわたり同じ指導が続いていた市認定保育施設があり、継続していた文書指導項目の中には、主たる開所時間中の保育従事者不足の指摘が含まれていた。 市は指導のあった年度毎に施設から立入調査改善措置状況等報告書を受領し改善措置方針を確認していたものの、方針どおりに改善がされない状況が続いていたが、該当施設は市の認定施設として継続していた。 また、他の市認定保育施設についても令和6年度末まで認定を取り消した事例はなかった。 市認定保育施設は、さいたま市HP上でもさいたま市の一定の基準を満たしている施設として公開されているため、保育施設等利用者は当該施設が継続して基準を満たしていると認識し、施設選択時の判断基準としていくことが想定される。また、保育従事者の充足は保育施設において重要な項目で、国が示す重点調査事項にも含まれる項目である。 これより、重点調査事項に係る項目の改善が確認できない場合は、状況に応じて改善勧告等や証明書返還を求めること、また利用者にも情報提供を実施する等の対応が必要である。 この点、さいたま市では令和6年度より、重点調査事項にかかる項目について文書指導を受けた場合は、改善状況確認のため施設を再訪問し、再訪問において改善確認が取れない場合は証明書返還を求めること等の方針を決定している。 当該方針を継続するとともに、改善勧告等の実施基準も整理し、必要に応じて改善勧告等を行うことが望まれる。	子ども未来局 子育て未来部 保育施設支援課	○	対応中	指摘事項に基づき、令和6年度に定めた、重点調査事項に係る項目において文書指導があった場合の対応方針に基づく対応を継続する。 また、令和9年3月までを目途に、改善勧告等の実施基準について整理を行う。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P108	意見	児童の安全確認等のための体制強化・その他事業について	児童相談所では、令和元年度以降、虐待相談対応件数は減少傾向にある一方で、虐待相談対応職員数は年々増加しており、職員一人当たりの相談件数は減少している。 一般的に、職員一人当たりが抱える相談件数が多ければ多いほど、リソース不足は顕著になり、1件当たりの対応の深度や精度が低下することや、児童虐待の早期発見が阻害されるなど悪循環となってしまうリスクがある。 この点で、さいたま市は、この数年で、虐待相談対応の環境が良好に整備されつつある状況である。 また、令和6年4月1日より、従前の子ども家庭総合支援拠点と妊娠・出産包括支援センターを統合し、市内の10区役所に「こども家庭センター」を設置したことにより、子どもや家庭に関する相談窓口としての利便性の向上や、児童相談所と連携しての児童虐待相談対応のリソース拡大にもつながっている。 今後は、所管課として課題認識を持っている医療や法律問題にも対応できる専門家（医師、弁護士等）のリソース拡充も含めた組織体制のさらなる強化を図ることが望まれる。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所	○	対応中	意見に基づき、医師等の配置などによる組織体制の更なる強化に向けて、令和8年度中に庁内の調整を行う。
P111	意見	児童保護措置費の委託費について	令和6年度に入所措置若しくは一時保護委託をしている主な児童養護施設及び乳児院の一人当たり月間委託費を施設間で比較した結果、児童養護施設では、1施設が突出して高い状況にある。また、乳児院については、最高2,190千円、最低577千円とばらつきがある状況である。 以上の結果は、単純平均値であり、医師や看護師その他の専門職員の配置状況や、措置入所での在籍者か一時保護での在籍者かなどの状況等に応じて委託費は変動するため、一概に比較できないことを承知しているものの、傾向値として施設ごとに比較することで、以下の観点で異常値ではないことを把握できる可能性がある。 ・委託費の算定誤りなど、委託費が過大に計上されるリスク ・適正な規模によらない事業運営がなされている可能性 そのため、毎期、委託実績が出た段階、あるいは、当初委託費予算の積算段階で、例えば、上記のような平均単価での施設別の比較や、あるいは同一施設の経年比較などを実施することが望ましいと考える。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、委託費に関する比較について検討したところ、施設種別ごとの平均単価による比較については、各施設が推進する方針や施設の規模により大きく差が生じ、同一種別の施設であっても比較による有用性が認められないが、同一施設の経年比較については、施設側の申請漏れや保護単価の設定漏れを確認するために有効であると認められた。そのため、定期的に同一施設の経年比較を行うことで、事務処理誤りの防止につなげることとしたため、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

12/17

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P114	意見	第三者評価の評価結果について	令和6年度に実施された、さいたま市南部児童相談所一時保護所の第三者評価結果が公表されており、総評として、「更なる改善点」が3点記載されている。 (1) 一時保護所としての総合的な事業計画の策定に期待したい (2) 職員のメンタルヘルス・ストレスチェックの仕組みの導入が望まれる (3) 会話が弾む楽しい食卓でありたい、また、食卓の輪に職員も加わり、会話を交わしたい 所管課担当者によれば、令和7年3月に評価結果が確定したため、「更なる改善点」については、令和7年度に改善策を検討して対応するとのことであった。 3つの改善点のうち、食事の職員の会話に関しては、感染症対策の観点で慎重に対応すべき点などもあると思われるが、他の2点も含め、目標期限を明確にしたうえで、計画的に取り組むことが期待される。 また、「良い点」については、引き続き継続することが重要である点にも留意されたい。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所	○	対応中	意見に基づき、児童福祉法に基づく一時保護所の理念の実現を目指し、社会的ニーズも盛り込んだ一時保護所としての総合的な事業計画の策定に向けて、令和9年3月までに他自治体の事例に関する調査を行い、検討を行う。 職員のメンタルヘルス・ストレスチェックについては、令和7年度から年に3回、疲労蓄積度チェックリストを活用した把握を行っている。疲労蓄積度が高いとされる職員が確認された場合は、係長による面談を行い、改善に努めることとしている。 また、良いと評価された点については、所内で情報共有し、継続できるよう取り組む。
P115	意見	給食事業の委託先選定について	令和4年度に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間（長期継続契約）の給食調理等の事業について一般競争入札を行ったが、応札者は1者であった。 食材を一時保護所に持ち込み、一時保護所の調理場で調理することが365日求められることから、応じられる業者は限られる可能性があるとの所管課担当者の分析は理解できるものの、競争性が確保されていないため、十分に経済性のある価格で契約できていない可能性がある。 次回の入札時には、複数の応札者が参加できるよう、競争性を確保するための工夫の余地がないかを検討することが望まれる。具体的には、公募条件を満たす法人に対して、応募に至らない理由のヒアリングなどを行うことで1者応募になってしまう原因を分析することが望まれる。 また、当該分析の結果を受けて、仕様書の内容や指定管理料などの見直しを行うことも検討されたい。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年度からの当該業務の発注に際し、児童相談所を設置する他自治体に対して、業務内容や食単価、各自治体が抱える課題等を聴取するとともに、本市の競争入札参加資格を有する事業所に対して、事業所ごとの課題や応札可能な条件を詳細に確認した。その結果、物価高騰や人員不足等による事由を挙げる事業所が多くあったことから、食単価の向上を図る等仕様書の見直しを行ったところ、応札者が2者に増加した。 多くの事業所においては、人員確保を含む準備期間に相当の期間を要することから、次回以降の発注時に更に多くの事業者が参加できるよう、引き続き仕様の改善や契約方法の調査・研究に努めていくことから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

13/17

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P119	意見	児童養護施設の 管理運営の指定 管理者の繰越金 について	さいたま市児童養護施設カルテットの指定管理者の令和6年度資金収支を確認すると、事業活動収入の予算額と決算額は近似しているが、事業活動支出は予算に比して16,397千円決算額が少なく計上されている。これは、主に、人件費、教育指導費、修繕費が予算に比して少なかったことが原因である。この結果、余剰資金が発生し、次年度繰越金を構成することとなっている。 以上のとおり、令和6年度に発生した次年度繰越金は、事業活動による支出の決算額が予算額を下回ったことにより生じたことが主因である。 所管課は、経費削減等の経営努力により生じた余剰であり、必要な事業を行わなかった結果の余剰ではないとの説明を指定管理者から受けているとのことであるが、今後は、次年度繰越金を有効に使用することについても市と指定管理者が継続して協議していくことが必要と考える。 なお、有効使用の視点として、職員のモチベーション向上に資する処遇改善、教育研修の充実による職員のスキルアップや優秀な人財を採用するための採用活動費などの人材関連投資や、設備の修繕などの設備関連投資など計画的に使用することが望まれる。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、児童養護施設カルテットの指定管理者との施設の運営状況等に関する協議を定期的に行っており、繰越金については、今後職員の処遇改善に活用する意向であることを確認している。繰越金の有効的な使用については、引き続き協議・確認を行っていくこととしたため、措置済みである。
P121	意見	母子生活支援施設の管理運営について	母子生活支援施設けやき荘について、稼働率は概ね8%程度と極めて低い状況となっている。 施設の目的に照らせば、必ずしも稼働率が高いことが望ましいことではないものの、年間60百万円近い指定管理料を負担して、現状の運営方針を継続することについては疑問が残る。 利用者にとっては、最後の駆け込み寺のような存在であることから、廃止するなど短絡的なことではなく、他の施設との統合の余地がないかや、現有施設を有効活用する手立てがないかなど、施設の在り方を幅広く検討する必要があると考える。	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和8年8月に母子生活支援施設けやき荘の指定管理者と意見交換を行い、課題を整理した。他施設との統合や他用途での有効活用については、本施設の性質上、安全管理上の課題があり、現時点での実現は困難との結論に至った。 今後の施設の在り方や利活用の可能性については、関係機関が参加する合同連絡会議で定期的に議題とすることとし、引き続き検討していくことから、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P124	意見	子どもケアホーム事業について	現在、さいたま市の子どもケアホームは、全国の他の施設と比べ、入所定員10人、通所定員20人の合計30人と小規模である。 また、設置主体、経営主体とも自治体である施設は、全国53施設の内6施設と少数派である。 さいたま市は、少数の入所者に対し手厚いサポートを行うことを主目的としてきた経緯があるため、現状の規模での運営を継続している状況にある。実地監査を通じて、「子どものこころとからだの健康回復と福祉の向上のため最善の生活を提供します。」との基本理念を現状の施設運営で体现してきた実績と今後の施設の在り方が現状のままでよいのかとの所管課担当者の葛藤も垣間見えたが、現在の入所者の状況や他の施設の状況を踏まえ、子どもケアホームの今後のあり方について、改めて検討することが望まれる。検討の方向性については、例えば以下の観点が考えられる。 ・小学生や中学生を含めた幅広い施設への転換 ・埼玉県内のもう一つの民間設置主体との連携による施設運営	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、小学生や中学生への支援対象の拡大の一環として、令和8年8月から一時保護児童の受託を開始した。施設の今後の在り方については、課題等を整理しながら検討を行うとともに、県内外の児童心理治療施設等との連携を図り、職員の資質向上を図りながら、施設運営を行うこととしたため、措置済みである。
P129	意見	公立の障害児施設の指定管理者選定について	公立の障害児施設であるさくら草学園、杉の子園、はるの園の3施設の指定管理者を一括で募集している。公募条件を満たす法人は県内に10法人程度あるとのことであり、公募に関する問い合わせはあるものの、実際の応募は1法人のみとなっている。 当該公募は5年に1回であり前回公募時も同様の1法人からの応募しかない状況となっている。 このような1者応募が継続している状況では、選定にあたっての審査項目について、比較検討することができず、サービス内容等に関して競争原理が働かないことから、サービスの内容や品質の向上につながりにくくなってしまう懸念がある。 このような問題が顕在化しないよう、公募条件に関して問い合わせのあった法人に対して、応募に至らない理由のヒアリングなどを行うことで1者応募となってしまう原因を分析することが望まれる。また、当該分析の結果を受けて仕様書の内容や募集単位や指定管理料などの見直しを行い、競争性を確保するための工夫の余地がないかを検討することが望まれる。	子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課	○	対応中	意見に基づき、次期指定管理者の募集前の令和11年3月までを目途に、公募条件の見直しを検討する。 なお、問い合わせがあった事業所については、公募条件である「5年以上の運営実績」がなかったことから応募に至らなかったことを確認している。引き続き原因を分析し、競争性の確保に向けた検討を行いながら、サービスの内容や品質の向上に努める。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P133	意見	初診未利用枠の活用及びその発生の防止について	総合療育センターひまわり学園として、障害児総合療育施設（通称ひまわり学園）・療育センターさくら草・療育センターひなぎくの3施設で診療・検査・療育を行っている。このうち、ひまわり学園において、他の2施設と比較して初診枠の未利用数が大きくになっている。 ひまわり学園では、これらの未利用を削減するために、以下の対応を行っている。 ①初診の前日にケースワーカーから電話によるリマインドを実施。 ②初診予定者からキャンセルの連絡が入った際には、前日や当日であっても初診待機している他の者へケースワーカーから連絡し枠に入れるか調整を行う。 一方で担当課へヒアリングしたところ、ひまわり学園においては再診枠が不足しているということを伺っている。 以上の状況よりひまわり学園において、枠の見直しにより初診枠から再診枠に当初から切り替えるなどの対応を行うことで引き続き効率的に診療枠を活用することが望まれる。	子ども未来局 総合療育センターひまわり学園 総務課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、初診枠の未利用数を削減する取組を引き続き実施するとともに、令和8年1月から再診予約の受入状況に応じて、初診枠の稼働状況を確認し、再診枠への切替えの調整を行うこととしたため、措置済みである。
P162	意見	計画（KPI）の実行状況について	監査対象年度である令和6年度は、「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の最終年度であり、令和7年度からは、令和6年度までの実績や足元の内外環境の変化を踏まえアップデート又はアップグレードされた「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の各種施策を実行途上である。 引き続き、よりよい子ども未来行政を行うためにも、設定された目標の達成状況のモニタリングや、環境の変化に応じて臨機応変に目標の見直しを行うなどPDCAを適切に実践することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	済 (令和8年9月)	意見に基づき、令和7年度からスタートした「第3期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」では、毎年度目標の見直し及びさいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会によるモニタリングを行うこととしたため、措置済みである。

◆令和7年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P171	意見	集団指導の開催方法について	集団指導は、コロナ感染予防のため動画配信で実施していた期間（令和2年～令和3年）を除き集合研修形式で毎年実施しており、開催時期の見直しや実地監査時の参加呼びかけの効果により参加施設数は微増傾向であるが、令和6年度においても参加施設割合が30%を下回っている状況である。 なお、欠席施設にはそれぞれ研修資料をデータ送付しているが、各施設に対して資料閲覧状況の確認や事後フォローはしていない。 集団指導対象施設には系列園が含まれており、系列園の代表施設のみ参加している結果として参加施設数が少なく集計されることもあり、この参加割合で実態を正確に把握することは難しいが、参加割合が少ないことは担当者も認識しているところであった。 集団指導は、対象施設が多数にわたり個別の細かな直接指導が難しい中、複雑な運営基準等の関連法令に対する事業者への周知徹底等のための取り組みである。 研修効果について、オンラインよりも集合研修の方が高いという見解もあるが、小規模施設等でスタッフ数が限られるなど、時間を割いて集合研修に参加することが難しい施設があることも想定される。多くを占める欠席者に対して、事後の資料配布のみの現状の対応方法では、補足説明のない状況となり、複雑な法令等の周知徹底の効果は低減することが想定される。 集団指導の実効性を確保するため、集合研修に加えて研修時の映像を録画し公開すること等を検討され、様々な状況の事業者が受講できる環境を整え、効果的な集団指導が実施できるよう工夫することが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	対応中	意見に基づき、令和8年度の集団指導実施までに、集団指導の実効性を確保するための欠席施設へのフォローアップ方法を検討する。

◆令和7年度包括外部監査

17/17

特定の事件（監査テーマ）：子ども未来局に関する財務事務の執行について

（令和8年9月 市長通知分）

報告書 記載箇所	指摘 ・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応 所管課	今回 通知分	措置状況 *（）は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P172	意見	指導監査の管理・体制整備について	さいたま市には指導監査対象施設が多数存在するとともに文書指導施設も依然存在している状況である。 指導監査は、対象施設の情報更新、訪問スケジュール管理、実施通知や結果通知送付に加え、文書指導回答書の内容確認を含む受領管理や事後フォローなど複雑な管理を要する。 市では、これらの管理について「指導監査台帳」を関連情報の集約台帳としているが、便宜上、監査メンバーのスケジュール管理と結果通知送付等の管理をするための「年間スケジュール表」と、文書指導の回答期限や督促の管理をするための「回答管理簿」も作成し、それぞれの内容を「指導監査台帳」に転記し集約するという方法をとっている。一方で、一部情報が「指導監査台帳」に反映されていない点も散見された。 「指導監査台帳」は国への監査指導結果を報告する元データとしているが、現状上記のとおり情報の網羅性に疑念があるため、国への報告時には「年間スケジュール表」等での再確認作業も生じている状況である。 転記の手間が煩雑であること、転記漏れ等がある場合に「指導監査台帳」の情報の網羅性・正確性に疑念が生じることから、情報管理の集約が望まれる。この点、子ども家庭庁が保育DX化として令和8年度導入に向けて準備を進めている保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤システムを導入時に、情報管理について改めて整備を進める予定とのことであったが、それまでの期間の管理もなるべく一元管理され、漏れや誤りが生じないよう留意いただきたい。 また、情報管理を含めた事務作業の整備が難しい背景の一つとして、指導監査担当人員の不足も考えられる。 「年間スケジュール表」を閲覧すると、指導監査の主な期間である5～2月中は連日複数施設に対して指導監査を実施しており、1施設2～4人で出向くことより、指導監査担当人員の大部分が連日指導監査にあたっている状況であった。担当者によると、実地訪問の他、訪問に向けた準備や事後フォロー、事務作業もあり指導担当職員の業務負荷は日常的に高い状況とのことであった。 指導監査の重要性を踏まえ、担当課は各施設へのより良い指導が行える環境を整える必要がある。専門知識を有する保育士等の充足を含めた十分な指導監査担当者の確保や、多数の施設の指導監査管理・指導方法の効率化を含めた見直し等により、指導監査の体制整備と充実を図ることが望まれる。	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	○	対応中	意見に基づき、指導監査に関するスケジュールや進捗状況の管理については、複数のファイルでの作業による誤りが発生しないよう、令和8年度から集約化を進める。 また、指導監査の体制整備については、引き続き専門性の高い人員の確保に向けて調整を行うとともに、重点項目に関する毎年の見直しを図り、充実を図っていく。